

震災等大規模災害時における応急生活物資等に関する相互支援協定

（目 的）

第1条 本協定は、関西地連管内2府10県の府県生協連合会（以下「府県連」という）と日本生協連関西地連（以下「地連」という）が、府県連およびその会員生協と地元各自自治体が交わす震災等大規模災害時における応急生活物資供給等に関する協定（以下「応急生活物資協定」という）を遂行し、被災地の早期安定と生活協同組合の事業の継続・早期再開のため、相互に連携して協力・支援を行うことを目的とする。

（推進組織の設置）

- 第2条 府県連は、府県内の生協を代表する組織として、平素から行政とは定期協議を毎年開催するなど連携をはかり、実効性確保に向け「応急生活物資協定」の見なおしに努めるとともに、府県連内に災害対策委員会等を設置し、震災等大規模災害時の対策要綱等を整備する。
- 2 府県連は、関西地連大規模災害対策協議会のもと、災害対策の交流と相互支援のあり方を研究する。
 - 3 地連は、関西地連大規模災害対策協議会の運営事務局として活動を支えるとともに、その取り組み状況を地連運営委員会に報告する。

（応急生活物資の調達）

- 第3条 府県連および協定締結会員生協は、指定物資の調達先・調達可能数量・搬送方法を定期的に点検し、物資納品に関するルールを定めるとともに、被災地での物資輸送を円滑に行うため、緊急通行車輛の事前届出等につとめる。
- 2 府県連および協定締結会員生協は、行政等から応急生活物資の要請があり、かつ当該府県連で対応できない場合、日本生協連・事業連合に支援を求め、一致協力してこの要請に応えるものとする。
 - 3 日本生協連は、府県連および協定締結会員生協が交わす「応急生活物資協定」を実効性あるものとするため、日本生協連の取引先と災害時の商品の優先確保契約を締結する。日本生協連は、確保できる商品名、規格、確保予定数量をリスト化し、かつ契約事項について定期的点検を行うことにより、府県・市町村からの要請に対応できるよう準備を行う。また、コープ北陸事業連合・東海コープ事業連合・コープきんき事業連合等各地域の事業連合に対しても同様の措置をとるよう協力を要請する。

（供給活動支援）

- 第4条 府県連は、被災地域の店舗・共同購入センター等の供給施設及び職員に被害があり、供給活動が困難な場合は、当該府県連の要請に応え、人的支援を含め会員生協を通じて積極的な支援を行う。
- 2 被災府県連は、災害発生後直ちに会員生協とともに災害対策本部を設置し、地連は当該府県連の要請を受け、日生協現地対策本部等必要な支援体制を組むこととする。

(緊急時通信網の整備)

第5条 府県連ならびに地連は、主要な会員生協・事業連合に呼びかけて、安否確認システムやMCA無線・衛星携帯電話の導入等緊急時通信網の整備に努める。

(ボランティア活動)

第6条 府県連は、災害時に支援のためのボランティア活動が円滑に展開できるよう、会員生協の協力のもと、ボランティア・コーディネーターの育成につとめるとともに、地元府県ボランティア組織との連携強化にあたる。

(相互協力)

第7条 府県連は、災害対策要綱等の整備やその推進状況について平素から相互交流を行ない、緊急時に備えるものとする。

2 地連は、関西地連大規模災害対策協議会のもと、管内生協の災害対策の総合的な推進支援を行ない、広域連携体制の確立をめざす。

(全国的支援)

第8条 被災地の府県連は、地連を通じて日本生協連に被災状況に応じた全国的支援を要請する。

2 他地連管内において震災等大規模災害が発生した場合、当該府県連ならびに日本生協連の要請に応え積極的にこれに協力する。

本協定の締結を証するため本書13通を作成し、府県連ならびに地連がそれぞれ一通を保有する。

2008年 月 日

富山県生活協同組合連合会

会長理事 松浦 均

石川県生活協同組合連合会

会長理事 横山 和男

福井県生活協同組合連合会

会長理事 藤川 武夫

愛知県生活協同組合連合会

会長理事 服部 正雄

全岐阜県生活協同組合連合会 会長理事 水野 隼人

三重県生活協同組合連合会 会長理事 井出 法男

滋賀県生活協同組合連合会 会長 加納 正雄

京都府生活協同組合連合会 会長理事 小林 智子

奈良県生活協同組合連合会 会長 逸見 啓

大阪府生活協同組合連合会 会長理事 津村 明子

和歌山県生活協同組合連合会 会長理事 尾添 仁

兵庫県生活協同組合連合会 会長理事 浅田 克己

日本生活協同組合連合会関西地連 議長 山本 邦雄